			二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。百六十一の項、第百六十三条並びに第百六十四条において同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務の取扱いに準じた事務に関する情報（以下この条において「外国人生活保護関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
二十の二　都道府県知事等	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって第二十二条の二で定めるもの	医療保険者	医療保険各法による医療給付の支給に関する情報であって第二十二条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
二十八　市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第三十条で定めるもの
		［略］	［略］

		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二十八　市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十条で定めるもの
		［同上］	［同上］